

「沼津未来クリエイティブ」会則

(2020年11月1日制定)

【名称と所在地】

(名称)

第1条 本会は、沼津未来クリエイティブ（以下、本会という）と称する。

(所在地)

第2条 本会の会務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局はNUMAZU DESIGN CENTER

(住所：沼津市大手町4-5-12 うるわしビル2F) 内におく。

【目的・意義および事業】

(目的・意義)

第3条 本会は、沼津市の持続的発展の可能性と沼津市民のシビックプライドをより一層醸成し、ひいては未来の沼津のアイデンティティを確立することを目的とする。

本会は、

- ・ 多種多様なクリエイターが集まり、
クリエイティブの力を結集し、共通意識を持ち、
クリエイターならではの気づきや見方を通して、
沼津市の様々な課題の解決にあたることができること
- ・ また、解決に至るプロセスや活動を通して、
クリエイター同士の相互理解を深めることができ
お互いが向上できる場となること
- ・ クリエイターならではの発想力や着眼点を活かし、
課題の解決ばかりでなく、沼津市の諸問題や課題をあぶりだすこと
を意義とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 必要となる事案・事業について調査・理解と情報共有
- (2) 事業（プロジェクト）の企画・運営
- (3) 沼津（または地域）の問題の発見や提起
- (4) 会員相互の連絡および協力支援
- (5) 人材＝人財としての価値の向上

【会 員と資 格】

（会員）

第5条 本会は、正会員、準会員をもって構成する。

2. 正会員、準会員は本会の「目的と意義」に賛同する者とする。
3. 正会員とは、本会にクリエイターとしての自覚を持って参加している者。
クリエイターズファイルに登録している者。
4. 準会員とは関係する事案や事業に関係し、資料提供・事業実施に対する支援
その他の必要な協力を求めることができる者。

（資格）

第6条 本会に入会するものは、クリエイターとしての自覚がある者。

- 2 知識や経験を自分のためのみに使うのではなく、
沼津（または地域）や人のために惜しみなく使っていける者。
3. 本会に入会するためには必ず一度は会に直接参加し、面識を持つこと。
4. クリエイターズファイルに必要事項を記入し登録できる者。
5. 本会の事案・事項について守秘義務を厳守できる者。
6. お互いを「無視せず」「否定せず」「批判せず」尊重しあうことができる者。

【会 費】

第7条 正会員は毎年5月末までに会費を納めなければならない。

正当な理由がなく、滞納が2ヶ月以上遅れた場合は退会となる。

* 付則1を参照のこと

【役 員】

第8条 本会は、次の役員（意思決定機関）を置く。

（1）役員

会長 1名（原）

副会長 2名（小泉・浅井）

理事 10名以下（原・小泉・浅井・大木・大矢・矢田・津賀・佐藤・矢田（匠）・木村）

事務局長 1名（大木）

会計 1名（木村）

監事 1名（矢田（匠））

（役員の仕事）

第9条 会長は会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長を代行する。
3. 監事は、会計を監査する。

(役員の選出)

第10条 役員の選出は、次のとおりとする。

2. 理事は正会員から選出する。
3. 会長は理事会にて互選する
4. 副会長・会計・監事は理事の中から会長が任命し役員会にて承認を得るものとする。
5. 選出方法については本人の立候補または他者からの推薦によって選出する。
6. 役員の欠員が生じたときは、すみやかに役員会が選出する。

(役員の任期)

第11条 会長の任期は2年度とする。ただし、再任は防げない。

2. 副会長、理事、会計、監事の任期は2年度とする。ただし、再任は防げない。
3. 欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【事務局】

(事務局)

第12条 事務局には会長が任命する事務局長をおく。

2. 事務局に事務局長を補佐する事務担当者をおくことができる。

(事務局の任務)

第13条 事務局長は、本会の運営の実務を担当するとともに、総会・定例会・分科会の開催、議題などの準備を行う。

(事務局長の任期)

第14条 事務局長の任期は、2年度とする。ただし、再任は防げない。

【会 議】

(総会)

第15条 総会は、毎年1回開催する。

2. その他、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長、理事、事務局長、会計をもって構成する。

監事は役員会に出席することができる。

2. 役員会の開催は毎年1回以上とする。

(定例会)

第17条 定例会は基本的に月一回の開催とする。

2. 定例会は会員を持って組織する。
3. 第4条・第5条を遂行するにあたり、会員は関係する団体および個人に対して定例会への出席・資料提供・事業実施に対する支援その他の必要な協力を求めることができる。

(総会の審議事項)

- 第18条 (1) 本会の事業に関する事項の審議・承認
(2) 役員 of 審議・承認
(3) 規約の改廃の審議・承認
(4) 本会の予算の決議および決算に関する事項の審議・承認
(5) その他役員会が必要と認めた事項の審議・承認

* 付則2を参照のこと

(役員会の協議事項)

- 第19条 (1) 本会の事業に関する事項
(2) 役員 of 選出
(3) 規約の改廃
(4) 本会の予算の決議および決算に関する事項
(5) その他役員会が必要と認めた事項

(会員総会の成立と議決)

- 第20条 会員総会は会員過半数の出席によって成立する。
委任をもって出席者に代えることができる。
2. 会議の議決は、出席者の過半数によるものとする。賛否同数のときは、議長が決する。

(役員会の成立と議決)

- 第21条 役員会は構成員の半数の出席によって成立する。
委任をもって出席に代えることができるが、委任の数は出席者の数を
超えることはできない。
2. 会議の議決は、出席者の過半数によるものとする。賛否同数のときは、議長が決する。
3. 電子的方法での役員会を開催することができる。
Web会議等による参加は出席とみなす。

(定例会の成立と議決)

- 第22条 会議の議決は、出席者の過半数によるものとする。賛否同数のときは、議長が決する。
2. 電子的方法での定例会を開催することができる。
Web会議等による参加は出席とみなす。

【会 計】

(会 計)

- 第23条 本会運営のための経費は、会費、各種の事業にともなう収入をあてる。
2. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. 監事は経理について年1回の監査を行い、その結果を総会に報告する。

【会則の改廃（会則の改廃）】

第24条 本会則の改廃は、役員会で内容の議決を経て会員総会において出席会員の過半数以上の承認を得なくてはならない。

（解散）

第25条 本会則の廃止をもって、本会は解散されたものとみなす。
解散後の残務処理は従来の会長・副会長・理事・事務局長が担当する。

内規

付則

1. 年度会費は当面無料とする。
2. 当面は役員会をもって総会の審議事項・承認に代える。
3. 本会の事務局および事務執行に必要な細目は役員会がこれを定める。
4. 本会則は2020年11月1日よりこれを実施する。